

○ 浜の活力再生・成長促進交付金

令和8年度予算概算要求額 5,000百万円（前年度 1,952百万円）

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組**を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、産地市場の電子化や作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**、プラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加**や施設の適切な維持管理に資する**長寿命化対策等**について拡充します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加等**について拡充します。

<事業の流れ>

国

交付（定額、1/2）

民間団体等（1の事業）

交付

1/2、4/10、1/3等

都道府県

事業実施主体（2、3の事業）

<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」

・漁業所得を10%以上向上させることが目標

課題

検討

プラン作成

実践

<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援

・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援

・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援

・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援









荷さばき施設

鮮度保持施設

荷受け情報の電子化

種苗生産施設

<ソフト事業>

・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援

・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援

・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

〔お問い合わせ先〕 水産庁防災漁村課 （03-6744-2391）

○ 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

令和8年度予算概算要求額 3,000百万円（前年度 1,366百万円）

<対策のポイント>

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等とともに、新たな手法の開発・実証により活動の実効性を確保します。

<事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和11年度まで〕）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

① 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定）や干潟等の保全活動を重点的に支援します。

② 海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

※ 上記①及び②に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

2. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業

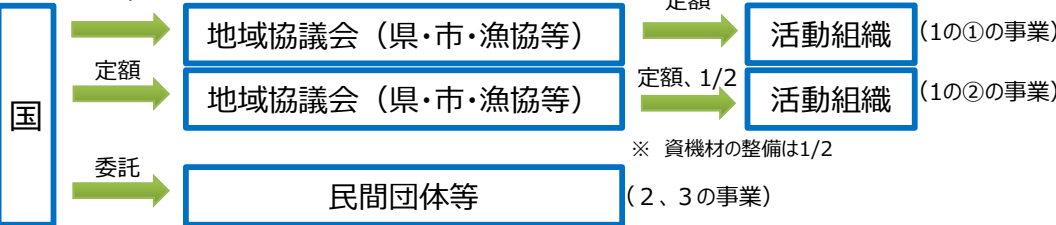
漁業者等が行う環境・生態系保全の活動の評価・検証、技術的な課題に対する助言・指導及び効果的な活動の全国展開等に取り組みます。

3. 藻場保全活動の実効性向上のための調査・技術開発事業

海水温上昇に対応した新たな藻場回復手法の技術開発とその実証に取り組みます。

<事業の流れ>

定額（1/2相当）



<事業イメージ>



藻場保全のためのウニ駆除



囲い網による保護区化



海藻種苗の投入



干潟の耕うん



ヨシ帯の保全



災害時の流木の回収等



水草の除去



海洋環境と水域等の監視

【主な拡充のポイント】

近年の海洋環境の変化を踏まえて、〔1-① 環境・生態系保全〕は以下の(1)～(3)のとおり拡充するほか、〔3 調査・技術開発事業〕を追加し、保全活動を強化

- (1) 広域化等の要件を満たす活動組織の交付額の上限を引き上げ
- (2) 栄養塩供給を目的とした取組促進のための実効性確保（都道府県と連携した栄養塩供給の効果確認を要件化）
- (3) 内水面における河床耕うん等の活動メニューを追加

【お問い合わせ先】（1、2の事業）水産庁防災漁村課（03-3501-3082）
（3の事業）事業課（03-6744-7137）

○ 離島漁業再生支援等交付金

令和8年度予算概算要求額 1,287百万円（前年度 1,164百万円）

<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

<政策目標>

- 離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業就業者の年間平均漁業所得を維持〔令和11年度まで〕）
- 離島漁業者の減少を抑制（対象漁業就業者の減少率を全国の漁業就業者の減少率と同水準に抑制〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 離島漁業再生支援交付金

① 離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島において、「**漁場の生産力の向上に関する取組(a)**」や「**漁業の再生に関する実践的な取組(b)**」を**共同で実施する漁業集落に対し、交付金を交付**します。

【拡充要求事項】

効率的な事業実施のため、地域の実情に応じて(a)と(b)の取組を選択できるようにする要件緩和 等

② 離島漁業新規就業者特別対策事業

「**浜の活力再生プラン**」を策定する離島地域の漁業集落において、漁協等から**漁船等のリースを受ける独立して3年未満の新規漁業就業者**に対し、**リース料の一部を支援するための交付金を最長3年間交付**します。

2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、**漁業や海業の起業又は事業拡大により雇用機会を拡充する際に要する経費等を支援するための交付金を交付**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 離島漁業再生支援交付金

【交付対象活動】

- ① 離島漁業再生事業
 - ア 漁業の再生に関する話し合い等
 - イ 漁場の生産力の向上に関する取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
 - ウ 漁業の再生に関する実践的な取組
新規漁業・養殖業への着業、
低・未利用資源の活用、高付加価値化、
販路拡大、海洋レジャーの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

- ② 離島漁業新規就業者特別対策事業
新規漁業者に対し、漁船、漁労設備、
消耗品でない漁網及び漁具のリース料の
一部を支援します。



2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）